

○盛岡・紫波地区環境施設組合議会会議規則

昭和43年 2 月 28 日議会規則第 1 号

改正 平成 4 年 4 月 28 日議会規則第 1 号（題名改称）

平成14年10月10日議会規則第 1 号

平成21年 2 月 18 日議会規則第 1 号

平成22年 2 月 22 日議会規則第 1 号

平成28年10月12日議会規則第 1 号

（参集）

第 1 条 議員は、招集の当日開会定刻前に議場に参集し、議長にその旨を通告しなければならない。

（欠席の届出）

第 2 条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付して、当日の開議定刻までに議長に届出なければならない。

（議席）

第 3 条 議員の議席は、議員が選挙された最初の議会において、議長が定める。補欠議員の議席は、前任者の議席による。ただし、同一市町の補欠議員が 2 人のときは、議長が定める。

2 議席には、番号をつける。

（会期）

第 4 条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集日から起算する。

（会期の延長）

第 5 条 会期は、議会の議決で延長することができる。

（議会の開閉）

第 6 条 議会の開閉は、議長が宣告する。

（会議時間）

第 7 条 会議時間は、午前10時から午後 5 時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

（会議の開閉）

第 8 条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前、又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

（定足数に関する措置）

第 9 条 議長は、開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、または議場外の議員に出席を求めることができる。

（議案の提出）

第10条 議員が議案を提出しようとするときは、その案に理由を付して、2 人以上の賛成者にと

もに連署して議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の規定による発議案を印刷して各議員に配布しなければならない。

3 組合管理者が提出する議案についても前項の規定を準用する。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第11条 動議は、地方自治法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正動議)

第12条 修正の動議は、その案をそなえ、2人以上の賛成者と連署してあらかじめ議長に提出しなければならない。

(事件、動議の訂正及び撤回)

第13条 会議の議題となった事件を訂正し、又は撤回しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

(議事日程の作成及び配布)

第14条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及び順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布しなければならない。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(議事日程の変更及び追加)

第15条 議長が必要と認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて議会に諮り議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することが出来る。

(延会の場合の議事日程)

第16条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終らなかったときは、議長はさらに議事日程に記載しなければならない。

(日程の終了及び延会)

第17条 議長は、議事日程に記載した事件の議事が終わったときは、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要と認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて議会に諮り延会することができる。

(選挙の宣告)

第18条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第19条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させたのち、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、投票開始前に議員の面前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことを示さなければならない。

(投票)

第20条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票するものとする。

(投票箱の閉鎖)

第21条 議長は、投票が終わったときは、投票漏れの有無を確かめ、投票箱の閉鎖を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第22条 議長は、開票を宣告した後、2人の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から議会に諮って定める。

3 投票の効力は、議長が、立会人の意見を聞いて決定する。

(選挙結果の報告)

第23条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告するとともに、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第24条 議長は、投票の有効無効を区分し、当該当選人の任期間、関係書類と併せて保存しなければならない。

(議題の宣告)

第25条 議長は、会議事件を議題とするときは、その旨を宣告しなければならない。

(一括議題)

第26条 議長は、必要があると認めるときは、2以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(議案の朗読)

第27条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員に朗読させることができる。

(議案の説明、質議及び委員会付託)

第28条 議案は、会議において発議者又は提出者からその趣旨及び内容について説明を聞き、議員の質議を行った後、特に必要があると認める事件については、議会に諮り委員会を設け付託する。

2 提出者の説明は、討論を用いなくて会議にはかつて省略することができる。

3 委員会に付託した事件は、委員会報告書の提出をまって議題とする。

(討論及び表決)

第29条 議長は、質議が終ったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(委員会の審査又は調査期限)

第30条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付することができる。

2 前項の期限内に審査又は調査を終ることができないときは、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

(議事の継続)

第31条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(発言の場所)

第32条 発言はすべて議長の許可を得た後、登壇してなさなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

(発言の方法)

第33条 会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の番号をつけ、議長の許可を得て発言しなければならない。

2 2人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認めるものから指名して発言させる。

(討論の方法)

第34条 討論においては、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者及び反対者を、なるべく交互に指名して発言させなければならない。

2 議長は、討論においては、賛成者と反対者の数及び討論の時間を公平に定めなければならない。

(議長の発言、討論)

第35条 議長が、議員として発言しようとするときは、議席につき発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第36条 発言は、すべて簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲をこえてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

(質疑の回数)

第37条 質疑は、同一議員につき、同一議題について2回をこえることができない。

(発言時間の制限)

第38条 議長は、必要があると認めるときは、発言につきあらかじめ時間を制限することができる。

(議事進行に関する発言)

第39条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第40条 延会、中止又は休憩のため発言が終らなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑、討論の終結)

第41条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑が続出し容易に終結しないときは、議員は、質疑終結の動議を提出することができる。

3 議員は、特に必要があると認めるときは、質疑、討論省略の動議を提出することができる。

4 質疑又は討論省略の動議については、議長は、討論を用いないで議会に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第42条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りではない。

(一般質問)

第43条 議員は、組合の一般事務について、議長の許可を得て、質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

3 質問の順序は、議長が定める。

4 質問の通告した者が欠席したとき、又は質問の順序に当たっても質問しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。

(緊急質問等)

第44条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。この場合における議会の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。

2 前項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第45条 質問については、第37条（質疑の回数）及び第41条（質疑、討論の終結）の規定を準用する。

(表決問題の宣告)

第46条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員の表決権)

第47条 表決の宣告のとき、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第48条 表決には、条件を付することができない。

(起立による表決)

第49条 議長は、表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、その起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

(投票による表決)

第50条 議長が必要と認めるとき、又は議員から要求があったときは、記名又は無記名の投票による表決をとる。

2 投票を行う場合においては、問題を可とする議員は賛成、問題を否とする議員は反対の旨を投票用紙に記載し投票箱に投入しなければならない。

(投票の効力)

第51条 無記名投票による表決において、賛否が明らかでない投票及び他事を記載した投票は、否とみなす。

(簡易表決)

第52条 議長は、その問題について、異議の有無を会議に諮り異議がないと認めるときは、直ちに可否の旨を宣告する。

(表決の更正)

第53条 議員は、自己の表決の更正を求めることができない。

(表決の結果の宣告)

第54条 議長は、表決の結果を直ちに会議に宣告しなければならない。

(請願書の記載事項)

第55条 請願書には、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）を記載し、捺印しなければならない。

(請願の採否)

第56条 議長は、請願書を受理したときは、会議に諮ってその採否を決定しなければならない。

(採択請願の送付等)

第57条 議長は、議会の採択した請願で組合管理者に送付しなければならないものは直ちにこれを送付し、その処理てん末の報告を求めることに決したものについては、これを請求しなけれ

ばならない。

(秘密会)

第58条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

2 秘密会の議事の記録は、公表しない。

3 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

(議員の辞職)

第59条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長及び議員が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許否を決める。

(品位の尊重)

第60条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(議事妨害の禁止)

第61条 会議中みだりに発言し、又は騒ぎ、議事の妨害となる言動をしてはならない。

(議長の秩序保持権)

第62条 すべて規律に関する事項は、議長が決める。ただし、議長は、必要と認めるときは討論を用いないで会議に諮って決めることができる。

(会議録の記載事項)

第63条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会、閉会に関する事項及び年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した職員並びに説明のため出席した者の職氏名
- (5) 議事日程、及び諸報告
- (6) 会議に付した事件及び選挙並びに議事の経過
- (7) その他議長又は議会において必要と認めた事項

(会議録署名議員)

第64条 会議録に署名すべき議員数は、2人とし、議長が会議において指名する。

(全員協議会)

第65条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。

3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

(議員の派遣)

第66条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

(会議規則の疑義)

第67条 すべて会議規則の疑義は、議長が定める。ただし、異議があるときは、議会に諮って決

める。

附 則

この規則は、昭和43年3月28日から施行する。

附 則（平成4年4月28日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成14年10月10日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年2月18日議会規則第1号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月22日議会規則第1号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月12日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。